

茅ヶ崎市排水設備指定工事店に関する新規申請・異動届出等の必要書類一覧表

(R7年6月現在)

提出書類 届出事由		届出の様式 (本市HPよりダウンロードしてお 使いください。)	手数料	登記事項証明書 法人のみ 原本	営業所の所在地 を証する書類 (営業所の所在地 が登記事項証明書 又は住民票に記載 されていない場合)	定款のコピー 法人のみ	専属の責任 技術者名簿 ※HPよりダ ウンロード	雇用関係を証す る書類 (雇用保険の写 し、社員証の写 し、名刺等)	設備・器材 所有調書 ※HPよりダ ウンロード	写真 (事務所・倉庫の外 観設備器材の写真 等)	身分証明書 原本	住民票 原本	指定工事店証 原本	責任技術者 証のコピー	写真2枚 (縦2.5cm×横2.0 cm) (カラー) (6か月以内に撮影し たもの)	
指定工事店	新規/更新申請	指定工事店新規・更新 指定申請書	新規10,000円 更新 5,000円	○	○	○	○	○	○	○	○(個人事業者のみ 代表者のもの)	○(個人事業者の み代表者のもの)	○(更新時のみ コピー)			
	組織変更 (法人→個人)又は 個人→法人 【但し法人の代表者とな る場合のみ可】	指定工事店異動届出書	無料	○	○	○							○			
	代表者変更	指定工事店異動届出書	無料	○	○	○					○(個人事業者のみ)	○(個人事業者のみ)	○			
	商号又は名称変更	指定工事店異動届出書	無料	○	○	○							○			
	営業所移転	指定工事店異動届出書	無料	○	○	○						○ (個人事業者で住所と 同じ場合)	○			
	専属の責任技術者の 増加	指定工事店異動届出書	無料	○(役員で増のとき)				○(役員以外)	雇用関係を証する書類は、対象者分のみで提出で 構いません。					○		
	専属の責任技術者の 減少	指定工事店異動届出書	無料				○(可能な限り)							○		
	営業所所在地 住居表示変更	指定工事店異動届出書	無料	添付書類:住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書									○			
	営業の廃止	指定工事店指定辞退届出書	無料											○		
	指定工事店証の 再交付	指定工事店証再交付申請書	3000円											○(紛失を除く)		
責任技術者	新規・更新登録	責任技術者新規・更新 登録申請書	新規3,000円 更新2,000円	添付書類:下水道排水設備責任技術者試験の合格証のコピー、又は更新講習の修了証のコピー(現在有効なもの)						○	○	○	○(更新時のみ)	○		
	責任技術者(個人)の 住所・氏名変更	責任技術者異動届出書	無料									○		○	技術者証発行を 希望する場合○	
	住居表示変更	責任技術者異動届出書	無料	添付書類:住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書									○			
	勤務先変更	責任技術者異動届出書	無料	指定工事店の異動届出書(責任技術者増・減)も提出が必要				○					○(写し)	○		
	責任技術者証の 再交付	責任技術者証再交付申請書	2000円											○(原本・紛 失を除く)	○	

【交付までの流れ】2週間が交付までの目安です

申請

↓

手数料払込

↓

交付

市役所本庁舎3階⑥の窓口(下水道河川総務課)に申請書等を提出してください。
交付準備が整い次第、電話にて連絡します。

⑥窓口にて納入通知書を渡します。

※本庁舎2階に銀行窓口があります。
ご利用ください。

払込み確認後、同時交付となります。

【注意事項】

1. 次の書類は、交付日から**3か月以内**のものを提出してください。

①登記事項証明書(履歴全部事項証明書又は現在全部事項証明書)
②身分証明書
③住民票

2. 写真は、撮影日から**6か月以内**のものを提出してください。

【お問合せ先】

茅ヶ崎市下水道河川総務課 排水指導担当
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 本庁舎3階
⑥窓口
Tel:0467-81-7204
Fax:0467-89-2916